

令和 2 年 7 月 3 1 日（金）

加古川市営住宅管理審議会

令和 2 年度第 1 回

加古川市営住宅管理審議会議案書

都市計画部 住宅政策課

## 目 次

|         |                                      |    |
|---------|--------------------------------------|----|
| 報告第 1 号 | 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市営住宅関連支援制度について     | 1  |
| 報告第 2 号 | 令和元年度決算状況等について                       | 4  |
| 報告第 3 号 | 公営住宅等長寿命化計画の進捗状況について                 | 9  |
| 報告第 4 号 | 連帯保証人制度の廃止に伴う住宅使用料滞納整理等事務処理要綱の改正について | 19 |
| 議案第 1 号 | 市営住宅の募集計画について                        | 25 |

## 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市営住宅関連支援制度について

令和2年7月17日現在

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う本市の市営住宅関連支援制度について、下記のとおり報告します。

# 1 **行政財産目的外使用の募集** (新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う解雇・離職者に対する市営住宅の一時入居)

## (1) 概要

火災等の被災者に向けた行政財産の目的外使用分として確保している神野南山住宅2戸と令和2年2月の抽選募集で入居申込が無かった西神吉辻住宅1戸の計3戸を、新型コロナウイルス関連の解雇・離職により住居を失った低所得者に一時提供。原則6か月以内、最長1年まで入居可。通常の入居と同様に入居には所得制限があり、所得に応じた家賃を徴収するが、入居時の敷金と退去時の修繕自己負担金は不要

(2) 募集開始 令和2年4月24日から

(3) 反 応 ・ 問合せ件数 2件  
・ 入居済、手続中件数 0件

# 2 **滞納家賃等にかかる延滞金免除** (新型コロナウイルス感染症の拡大により市営住宅の家賃等の納付が困難な方の延滞金の免除)

## (1) 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減少するなど家賃等の納付が困難な者の令和2年2月分から令和2年12月分までの家賃及び駐車場使用料を対象に、令和3年3月31日までに完納を要件とする納付誓約を兼ねた延滞金免除申請を提出した場合に延滞金を免除する。申請期限は令和2年7月31日まで又は各納期限まで。

(2) 募集開始 令和2年5月29日

※全入居者宛にお知らせ文を令和2年6月1日付で発送

(3) 反 応 ・ 問合せ件数 4件  
・ 申請済件数 2件

# 3 **家賃の減免【従前制度で対応】**

## (1) 概要

著しく低額な収入又は解雇・離職等により減収した場合で、条例、規則による減免基準を満たすものに対し家賃を減免する。

※著しく低額な収入又は解雇・離職等により減収した場合は、従来から減免対応しており、このたびも従来の減免制度で対応

(2) 募集開始 随時 (従来制度で対応のため)

(3) 反 応 ・ 問合せ件数 4件 (全入居者宛に送付した上記2の家賃等にかかる延滞金免除のお知らせ文を見て問合せがあった者の件数)  
・ 申請済件数 1件

市営住宅入居者のみなさまへ

## 新型コロナウイルス感染症の拡大により市営住宅の家賃等の納付が困難な方の延滞金の免除について

加古川市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により収入が減少するなど、やむを得ず市営住宅の家賃等が支払えない状況にある方に対する負担軽減措置として、滞納家賃等に係る延滞金を免除します。免除を受けられたい方は、特例納付誓約書（申請書）による申請手続きが必要です。

### 【注意事項】

- ・滞納家賃及び滞納駐車場使用料に係る延滞金の免除であり、家賃及び駐車場使用料自体の免除ではありませんのでご注意ください。
- ・退職等により収入が著しく減少した場合は、この制度とは別に、家賃の減免制度を適用できる場合があります。詳しくはお問合せください。

### 1 対象家賃等

令和2年2月分から同年12月分までの家賃及び駐車場使用料

### 2 延滞金の免除条件

令和3年3月31日までに家賃等を完納することが条件です。

### 3 免除期間

令和3年3月31日まで。

### 4 申請期限

令和2年7月31日まで又は各納期限まで。

### 5 申請方法

まずはお電話にてご相談ください。

制度の詳しい内容や申請書の記載方法等をご説明いたします。

### 6 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日は除く）

※ご不明な点はお電話にてお問合せください。

問合せ先

加古川市住宅政策課 市営住宅係（新館5階）

電話：079-427-9254（直通）

## 低所得のひとり親世帯に臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て負担の増加や収入の減少があった低所得のひとり親世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

※①～③のいずれかに当てはまるひとり親世帯 ※④は申請が必要。⑤6月分の児童扶養手当の支給を受けている。⑥公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない ※ただし、収入が児童扶養手当の支給対象となる水準にある場合に限る。③新型コロナウイルス感染症の影響で最近の収入が児童扶養手当の支給対象となる水準に下がった

※1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 ※追加給付として、①か②に該当する受給資格者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が大きく減少している世帯には1世帯当たり5万円を別途支給します。申請方法などについては広報かこがわ8月号と市ホームページでお知らせします。

●家庭支援課 ☎427・9212

## 小売業、飲食店などの事業継続を支援します

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した小売業や飲食店などに対し、店舗の事業継続を支援するため、家賃などの固定費を補助します。

※市内に店舗を借りている、①②のすべてに当てはまる中小法人・個人事業主 ①小売業、飲食店、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業のいずれかを営業 ②新型コロナウイルス感染症の影響で今年4～7月のいずれか1か月の売り上げが前年同月比で20%以上減少

支給額/10万円 ●8月31日(必着)までに郵送で〒675-8501 産業振興課 ☎427・9635 ※申請書は産業振興課か各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ、市ホームページにあります。

## 離職者生活支援給付金を最大10万円支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により離職した人に対し、離職日までの直近3カ月分の平均月収を参考に最大10万円を支給します。

※①～④のすべてに当てはまる人 ①4月1日～6月30日に離職し再就職の見込みがない ②4月1日から申請日まで市内に住民登録がある ③3カ月以上同一の使用主に雇用されていた ④生活保護を受給していない

支給上限額/10万円

●8月31日(必着)までに郵送で〒675-8501 産業振興課 ☎427・9635 ※申請書は産業振興課か各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ、市ホームページにあります。

## 新しい生活様式での熱中症予防のポイント

気温や湿度の上昇に伴い、マスクを着けているときや部屋を換気するときに、熱中症のリスクが高まる恐れがあります。次のポイントに注意しましょう。

【マスク着用時】

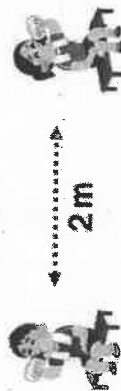
- ・マスク内に湿気がこもり、喉が渇きにくくなり、また、暑が湧いていなくても小まめに水分補給をしましょう。
- ・屋外では人と2m以上の距離を取り、マスクを小まめに外しましょう。
- ・負荷のかかる作業や運動を避けましょう。

【部屋の換気】

- ・エアコン使用時に換気をすると室温が高くなり、また、換気後はエアコンの温度を調整し、室温を下げましょう。

これ以外にも密接・密接・密閉の「3密」を避け、互いに声を掛け合いながら、熱中症を予防しましょう。

●救急課 ☎427・6552



## 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、市税などの納付が困難な人への市の対応について

| 科目                           | 本税(料)の減免等                                                                                                                                                                | 延滞金の免除                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人市民税                        | <b>【減免】</b> 減免割合：所得割の10分の1～10分の5<br>普通徴収分：令和2年度第1～4期<br>特別徴収分：令和2年度第2～3期分<br>令和2年中の所得が令和元年中の所得と比較して2分の1以下に減少すると認められる人(令和2年中の合計所得金額が500万円以下の人に限り)<br>※申請期限/7月31日または各納期限まで | 地方税法に基づく「新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例」<br>普通徴収分：令和2年度第2～3期分<br>特別徴収分：令和2年6～12月分<br>固定資産税・都市計画税：令和2年度第2～3期分<br>法人市民税：納期限が令和2年7月1日～3年1月31日の間のもの<br>新型コロナウイルス感染症の影響で、前年同期に比べて収入がおおむね20%以上減少した人に限り<br>※申請期限/各納期限まで |
| 固定資産税・都市計画税<br>自動車税<br>法人市民税 |                                                                                                                                                                          | <b>【加古川市独自に対象を拡充】</b><br>上記特例の減収要件に該当しなくても、世帯収入が減少するなど納付が困難な場合は納付猶予を行い来年3月31日までに完納したものは対象とする                                                                                                             |
| 国民健康保険料                      | <b>【減免】</b> 減免割合：10分の2～全額(※注1)<br>今年2月1日～来年3月31日が納期限のもののうち該当する保険料<br>新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った世帯、事業収入等の10分の3以上の減少が見込まれる世帯 ※その他の要件あり。                        | <b>【保険料等の特別納付制度】</b><br>今年2月1日～来年1月31日が納期限のもの、納付猶予を行い来年3月31日までに完納したものに限り<br>新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯収入の減少や支出が増大し、一時に納付することが困難である人<br>※申請期限/7月31日または各納期限まで                                                   |
| 介護保険料                        | <b>【減免】</b> 減免割合：10分の8～全額(※注1)<br>今年2月1日～来年3月31日が納期限の保険料<br>第1号保険料(65歳以上)のみ。新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った人、事業収入等の10分の3以上の減少が見込まれる人 ※その他の要件あり。                   |                                                                                                                                                                                                          |
| 保育所保育料                       | <b>【日割り計算による減免】</b><br>令和2年3～6月分<br>登園日数要請期間中に欠席した日数分の保育料(0～2歳児)を日割り計算して減免<br>※日割り計算する期間は6月13日まで                                                                         |                                                                                                                                                                                                          |
| 市営住宅家賃・駐車場使用料                | <b>【減免】</b><br>従前からの減免制度で対応                                                                                                                                              | 令和2年2～12月分<br>納付猶予を行い来年3月31日までに完納したものに限り<br>※申請期限/7月31日または各納期限まで                                                                                                                                         |

※注1 減免割合を記載していますが、国民健康保険料と介護保険料の減免については主たる生計維持者、世帯の保険料や所得額等により算出した減免対象保険料額に当該減免割合を乗じて減免額を計算するため、記載された保険料に対する減免割合ではありません。

※注2 対象期間以外でも今年7月1日～来年1月31日に納期限を迎える市税は対象になります。

●個人市民税の減免…市民税課 ☎427・9163 国民健康保険料の減免…国民健康保険課 ☎427・9229 介護保険料の減免…介護保険課 ☎427・9124 保育所保育料の減免…幼児保育課 ☎427・9213 市営住宅家賃・駐車場使用料の減免、延滞金の免除…住宅政策課 ☎427・9254 市税にかかる延滞金の免除…収納課 ☎427・9175 国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料にかかる延滞金の免除…債権管理課 ☎427・9189、427・3618

## 令和元年度の決算状況等について

本市市営住宅の令和元年度の決算状況等について、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 住宅使用料収入

## (1) 現年度分（年度別推移：決算額）

(単位：円)

| 年度 | 調定額         | 収入済額        | 収入未済額     | 収納率<br>(%) | 備考 |
|----|-------------|-------------|-----------|------------|----|
| 27 | 130,203,300 | 128,852,400 | 1,350,900 | 98.96      |    |
| 28 | 125,084,300 | 124,050,100 | 1,034,200 | 99.17      |    |
| 29 | 121,580,100 | 120,757,100 | 823,000   | 99.32      |    |
| 30 | 116,577,900 | 115,560,300 | 1,017,600 | 99.13      |    |
| 1  | 113,989,500 | 112,625,600 | 1,363,900 | 98.80      |    |

## (2) 滞納繰越分（年度別推移：決算額）

(単位：円)

| 年度 | 調定額        | 収入済額      | 収納率<br>(%) | 不納欠損額     | 収入未済額      | 不納欠損後<br>収納率<br>(%) | 備考               |
|----|------------|-----------|------------|-----------|------------|---------------------|------------------|
| 27 | 15,231,840 | 1,329,700 | 8.73       | 2,495,750 | 11,406,390 | 10.44               |                  |
| 28 | 12,757,290 | 1,276,300 | 10.00      | 0         | 11,480,990 | 10.00               |                  |
| 29 | 12,515,190 | 1,307,400 | 10.45      | 425,200   | 10,782,590 | 10.81               |                  |
| 30 | 11,605,590 | 1,146,300 | 9.88       | 0         | 10,459,290 | 9.88                |                  |
| 1  | 11,476,890 | 1,205,590 | 10.50      | 2,054,400 | 8,216,900  | 12.79               | 不納欠損3件は<br>時効の援用 |

## 2 入居状況 (各年度未現在)

単位: 戸 (入居率は%)

| 団地           | 南備後  | 東溝<br>之口 | 神野<br>南山 | 神野<br>経塚 | 坂元    | 土山   | 尾上林  | 別府<br>皿池 | 小畑<br>赤坂 | 小畑<br>西/山 | 小畑<br>池/上 | 東神吉  | 西神<br>吉辻 | 第1<br>志方 | 第2<br>志方 | 投松<br>第1 | 投松<br>第2 | 原    | 計    | 対前年   |
|--------------|------|----------|----------|----------|-------|------|------|----------|----------|-----------|-----------|------|----------|----------|----------|----------|----------|------|------|-------|
| 管理戸数         | 40   | 6        | 230      | 6        | 6     | 111  | 69   | 24       | 6        | 12        | 12        | 189  | 24       | 15       | 15       | 10       | 8        | 6    | 789  | 0     |
| R1<br>入居戸数   | 23   | 6        | 141      | 4        | 6     | 80   | 65   | 15       | 3        | 9         | 7         | 95   | 11       | 4        | 12       | 5        | 7        | 2    | 495  | ▲ 25  |
| R1空き<br>住戸数  | 17   | 0        | 89       | 2        | 0     | 31   | 4    | 9        | 3        | 3         | 5         | 94   | 13       | 11       | 3        | 5        | 1        | 4    | 294  | 25    |
| R1<br>入居率    | 57.5 | 100.0    | 61.3     | 66.7     | 100.0 | 72.1 | 94.2 | 62.5     | 50.0     | 75.0      | 58.3      | 50.3 | 45.8     | 26.7     | 80.0     | 50.0     | 87.5     | 33.3 | 62.7 | ▲ 3.2 |
| H30<br>入居戸数  | 24   | 6        | 149      | 4        | 6     | 82   | 67   | 14       | 3        | 9         | 7         | 107  | 11       | 4        | 13       | 5        | 7        | 2    | 520  | ▲ 37  |
| H30空き<br>住戸数 | 16   | 0        | 81       | 2        | 0     | 29   | 2    | 10       | 3        | 3         | 5         | 82   | 13       | 11       | 2        | 5        | 1        | 4    | 269  | 37    |
| H30<br>入居率   | 60.0 | 100.0    | 64.8     | 66.7     | 100.0 | 73.9 | 97.1 | 58.3     | 50.0     | 75.0      | 58.3      | 56.6 | 45.8     | 26.7     | 86.7     | 50.0     | 87.5     | 33.3 | 65.9 | ▲ 4.7 |

## 入退去戸数内訳

| 団地    | 南備後 | 東溝<br>之口 | 神野<br>南山 | 神野<br>経塚 | 坂元 | 土山  | 尾上林 | 別府<br>皿池 | 小畑<br>赤坂 | 小畑<br>西/山 | 小畑<br>池/上 | 東神吉 | 西神<br>吉辻 | 第1<br>志方 | 第2<br>志方 | 投松<br>第1 | 投松<br>第2 | 原 | 計   | 対前年  |
|-------|-----|----------|----------|----------|----|-----|-----|----------|----------|-----------|-----------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|---|-----|------|
| 管理戸数  | 40  | 6        | 230      | 6        | 6  | 111 | 69  | 24       | 6        | 12        | 12        | 189 | 24       | 15       | 15       | 10       | 8        | 6 | 789 |      |
| R1入居  | 1   |          | 1        |          |    | 4   | 2   | 1        |          |           |           |     |          |          |          |          |          |   | 9   | 0    |
| R1退去  | 2   |          | 9        |          |    | 6   | 4   |          |          |           |           | 12  |          |          | 1        |          |          |   | 34  | ▲ 12 |
| R1住替  | 1   |          |          |          |    | 1   |     |          |          |           |           | 1   |          |          |          |          |          |   | 3   | 3    |
| H30入居 |     | 1        | 2        |          | 1  | 1   | 2   |          |          |           |           | 1   |          |          | 1        |          |          |   | 9   | ▲ 4  |
| H30退去 | 5   |          | 14       |          |    | 9   | 2   | 1        |          | 1         |           | 9   |          | 1        | 2        | 1        |          | 1 | 46  | 13   |
| H30住替 |     |          |          |          |    |     |     |          |          |           |           |     |          |          |          |          |          |   | 0   | 0    |

## 3 入居者募集（令和2年年度）

## (1) 抽選募集結果

## ア 令和元年6月募集

- ・ 募集期間 令和元年6月13日（木）～6月28日（金）
- ・ 公開抽選日 令和元年7月19日（金）
- ・ 応募及び入居状況 (年度末現在)

| 住宅名（募集戸数） | 応募者数 | 当選者数 | 入居者数 | 入居待ち者数 | 備考      |
|-----------|------|------|------|--------|---------|
| 尾上林（2戸）   | 9    | 2    | 2    | 0      | ※倍率4.5倍 |
| 合 計（2戸）   | 9    | 2    | 2    | 0      |         |

## イ 令和2年2月募集

- ・ 募集期間 令和2年2月5日（水）～2月18日（火）
- ・ 公開抽選日 令和2年3月10日（火）
- ・ 応募及び入居状況 (年度末現在)

| 住宅（募集戸数） | 応募者数 | 当選者数 | 入居者数 | 入居待ち者数 | 備考                                     |
|----------|------|------|------|--------|----------------------------------------|
| 土山（3戸）   | 3    | 3    | 0    | 3      | ※倍率1.0倍<br>※令和2年7月17日現在<br>入居2、入居手続き中1 |
| 東神吉（1戸）  | 1    | 1    | 0    | 1      | ※倍率1.0倍<br>※令和2年7月17日現在<br>入居1         |
| 西神吉辻（1戸） | 0    | 0    | 0    | 0      | ※応募なし                                  |
| 合 計（5戸）  | 4    | 4    | 0    | 4      | ※倍率0.8倍<br>※令和2年7月17日現在<br>入居3、入居手続き中1 |

## (2) 常時（受付順）募集結果

- ・ 募集住宅 南備後、神野南山、土山、別府皿池、東神吉、西神吉辻、第2志方 計7住宅
- ・ 応募及び入居状況 (年度末現在)

| 住宅   | 申込者数 | 入居者数 | キャンセル数 | 入居待ち者数 | 備考                                           |
|------|------|------|--------|--------|----------------------------------------------|
| 南備後  | 5    | 1    | 1      | 3      | ※令和2年7月17日現在<br>入居1、キャンセル3、入居手続き中1、<br>入居待ち0 |
| 神野南山 | 3    | 1    | 2      | 0      |                                              |
| 土山   | 9    | 4    | 5      | 0      |                                              |
| 別府皿池 | 0    | 1    | 0      | 0      | ※平成30年度受付で令和元年度入居                            |
| 東神吉  | 0    | 0    | 0      | 0      |                                              |
| 西神吉辻 | 0    | 0    | 0      | 0      |                                              |
| 第2志方 | 3    | 0    | 2      | 1      | ※令和2年7月17日現在<br>入居1、キャンセル2、入居待ち0             |
| 合 計  | 20   | 7    | 10     | 4      | ※令和2年7月17日現在<br>入居8、キャンセル12、入居手続き中1          |

## 4 住替え募集

(1) 募集期間 令和元年10月7日(月)～10月25日(金)

(2) 募集戸数 6戸(南備後、神野南山、土山、東神吉、西神吉辻の中層棟1階各1戸及び東神吉の低層棟1戸)

(3) 応募及び入居状況 (年度末現在)

| 住宅        | 申込者数 | 入居者数 | 備考             |
|-----------|------|------|----------------|
| 南備後(1戸)   | 1    | 1    | 階段昇降問題(診断書による) |
| 神野南山(1戸)  | 0    | 0    |                |
| 土山(1戸)    | 1    | 1    | 階段昇降問題(診断書による) |
| 東神吉中層(1戸) | 1    | 1    | 階段昇降問題(診断書による) |
| 東神吉低層(1戸) | 0    | 0    |                |
| 西神吉辻(1戸)  | 0    | 0    |                |
| 合計(6戸)    | 3    | 3    |                |

(4) 今後の課題等

ア 階段昇降問題

階段昇降問題に係る住替え申請基準について、加古川市営住宅住替え実施要綱において、身体障害者福祉法施行規則第5条別表第5号に規定する下肢に係る肢体不自由の級別(以下「等級」という。)が1級又は2級の者(以下「下肢1級2級」という。)又は医師の診断書により階段の昇降が著しく困難な状態であることが確認できる者とした。

しかしながら募集結果では、階段昇降に問題はあるものの、全員が下肢1級2級ではなく、高齢化等によって階段昇降が困難との申出であったため、医師の診断書が必要であった。

そのため、今回の住替え募集に向け、等級の引下げなど、申請基準の緩和を検討する。

イ 面積問題

昨年度の住替えにおいては、基準日を令和元年6月1日とし、基準日時点での世帯状況によって判断することとしたため、親の介護等により将来的な同居を前提とした住替えについては対象外としていたが、同居を前提とした住替えに関する問合せや要望等が寄せられた。

そのため、今回の住替え募集に向け、親の介護やUターンによる同居などによって面積が狭小となるケース等の要件追加について検討する。

ウ 今後の進め方

昨年度の住替え実施の結果、住替え後の住生活環境は格段に向上したとの評価を得ており、住替え制度の効果の高さが認識された。

今回の住替えについては、令和2年10月頃の募集を予定しているが、昨年度の実施結果

や他市事例等も踏まえつつ、広く入居者の住生活環境向上に資することができる住替え制度となるよう、既存ストックの有効活用の観点からも申請基準の緩和や拡充について、次回の審議会で諮問する。

## 公営住宅等長寿命化計画の進捗状況について

加古川市公営住宅等長寿命化計画（以下「計画」という。）の進捗状況について、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 計画の改定

令和2年2月17日付の加古川市営住宅管理審議会（以下「審議会」という。）からの答申を踏まえ、令和2年3月13日付の市長決裁を得て改定した。

## ○審議会答申（抜粋）

## 1 加古川市公営住宅等長寿命化計画の改定について

原案のとおり改定を進めることは妥当である。

改定後の加古川市公営住宅等長寿命化計画に基づき、住宅の確保に配慮を要する市民が今後も快適な住生活を送ることができるよう市営住宅の維持更新を行い、住宅セーフティーネット機能のさらなる充実を図られたい。

なお、建替（集約化）にあたっては、現在入居中であることから地域コミュニティに配慮しつつ、移転先の確保等について、入居者や地元町内会と十分に調整を行ったうえで実施されたい。

## (1) 計画の概要（各住宅の判定結果まとめ）

| 判定結果                   | 対象                                                                                                              |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改善<br>(5団地)            | 南備後、神野南山、東神吉（71-1-10、71-1-11、69-1-8※、70-1-9※号棟）、土山、尾上林                                                          |
| 建替(集約化)<br>(12団地)      | 【南部及び中央部エリア】<br>建替え：別府皿池<br>用途廃止：東溝之口、坂元                                                                        |
|                        | 【北部エリア】<br>建替え：志方<br>用途廃止：原、投松第1、投松第2、小畑西ノ山、小畑赤坂、小畑池ノ上、神野経塚、東神吉（68-1-6、68-1-7、69-2-9、69-2-10、69-2-11、69-2-12号棟） |
| 集約化を前提とした維持管理<br>(2団地) | 西神吉辻、東神吉（66-1-1、66-1-2、66-2-1、66-2-2、67-1-3、67-1-4、67-1-5、67-2-3、67-2-4、67-2-5、68-2-6、68-2-7、68-2-8）            |

※) 東神吉 69-1-8、70-1-9 については、前回計画の事業として 69-1-8 は給水方式の変更、70-1-9 は給水方式の変更及び屋上防水・外壁改修のみを行い、事業終了後は「集約化を前提とした維持管理」の住宅に位置付ける。

## (2) パブリックコメント及び説明会の開催

特に「建替（集約化）」を計画している住宅については、パブリックコメント等において、反対や不安視する意見が多く寄せられたほか、計画の概要や判定結果の経緯、今後の進め方等について、入居者及び町内会に対する説明会の開催依頼があった2町内会に対して説明会を開催した。

結果としては、反対や不安の意見が多く寄せられたが、本市としては、老朽化が著しくバリアフリー化も構造上困難な物件であることなどから、入居者の住生活環境の向上のためには「建替（集約化）」が必要となること、しかしながら、「建替（集約化）」にあたっては、現在入居中であることから地域コミュニティに配慮しつつ、移転補償も含めた移転先の確保等について、入居者や地元町内会と十分に調

整を行ったうえで実施していくこととしており、令和2年秋以降に改めて説明会を開催する旨の説明を行った。

## 2 計画改定後の取組状況及び今後の取組予定

### (1) 入居者及び町内会への改定概要の通知

令和2年3月26日付で全入居者及び町内会に対し、改定した計画の概要について通知した。また、今後の進め方等について、「建替（集約化）」対象住宅については令和2年秋以降に、その他の住宅についてはスケジュール等が具体的となった時点で順次説明会を開催する旨を申し添えた。

### (2) 判定結果が「改善」の住宅に係る当面のスケジュール等

|     |                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------|
| 東神吉 | 令和2年度：70-1-9棟外装（外壁・屋上防水）改修工事等<br>今年度をもって平成28年度から実施してきた耐震改修及び外装改修工事は完了 |
| 土山  | 令和2年度：3号棟エレベーター設置工事<br>令和3年度：1・2号棟エレベーター設置工事予定                        |

その他の住宅についても長寿命化工事等を計画期間中に順次実施予定

### (3) 判定結果「建替（集約化）」の住宅に係る当面のスケジュール等

上記1（2）の説明会開催結果等を踏まえ、移転補償制度に関する調査・研究を実施中

上記2（1）の通知のとおり、令和2年秋以降に説明会を開催予定

令和2年3月26日

市営住宅入居者の皆さまへ

加古川市住宅政策課長

加古川市公営住宅等長寿命化計画の改定について（お知らせ）

平素は、本市住宅政策業務に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度、市営住宅の整備に関して、令和2年度からの10年計画となる「加古川市公営住宅等長寿命化計画」を改定いたしました。

つきましては、下記のとおりお知らせいたしますので、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、加古川市公営住宅等長寿命化計画は、加古川市ホームページに掲載するとともに、市役所住宅政策課窓口か市役所行政資料室でも閲覧いただけます。

記

1 計画における市営住宅の整備の概要

整備の概要は裏面のとおりです。

なお、事業手法が「建替（集約化）」に位置付けられた住宅については、今後10年間を目途に、現地建替または非現地建替（用途廃止を行い他の住宅と統合）を進める計画となっています。

2 今後の進め方について

計画が現地建替または非現地建替（用途廃止を行い他の住宅と統合）のいずれ場合でも、現在も入居中の住宅であるため、今後、説明会の開催等によって住宅ごとの状況を十分に把握する中で、これまで築かれてきた地域コミュニティに配慮しつつ、移転先の確保等について、入居者や地元町内会と十分に協議を重ねながら実施してまいります。

なお、建替（集約化）にかかる具体的なスケジュール等は今後の調整となりますが、初回の説明会を令和2年10月以降に順次開催する予定です。

日程が決まりましたら、改めて説明会の開催について連絡させていただきます。

3 問合せ先

加古川市住宅政策課 担当：花田、前田、三俣 電話：079-427-9254

## ○各住宅の計画

各住宅の計画は以下のとおりです。

| 事業手法 | 改善                                                            | 建替（集約化）※2                                                                                                                                          | 集約化を前提とした維持管理                                              |
|------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 実施内容 | 外壁改修やバリアフリー化等を行い、長寿命化を図ります。                                   | 現地建替または非現地建替（用途廃止を行い他の住宅と統合）を進めます。                                                                                                                 | 令和12年度以降の用途廃止による集約化を前提として、維持管理のみを行います。                     |
| 住宅名  | 南備後<br>神野南山<br>土山<br>尾上林<br>東神吉（69-1-8※1、70-1-9※1、71-1-10～11） | <div>【南部及び中央部エリア】</div> 東溝之口<br>坂元<br>別府皿池 <div>【北部エリア】</div> 神野経塚<br>小畑西ノ山<br>小畑池ノ上<br>小畑赤坂<br>東神吉（68-1-6～7、69-2-9～12）<br>志方<br>投松第1<br>投松第2<br>原 | 東神吉（66-1-1～2、66-2-1～2、67-1-3～5、67-2-3～5、68-2-6～8、）<br>西神吉辻 |

※1 東神吉 69-1-8、70-1-9 については、現行計画の改善事業として 69-1-8 は給水方式の変更、70-1-9 は給水方式の変更及び屋上防水・外壁改修のみ行い、事業終了後は「集約化を前提とした維持管理」の住宅に位置付けます。

※2 建替及び用途廃止の対象とする住宅は、エリアごとに以下の計画になっています。

| エリア  | 南部及び中央部エリア |            | 北部エリア |                                                           |
|------|------------|------------|-------|-----------------------------------------------------------|
| 実施内容 | 建替         | 用途廃止       | 建替    | 用途廃止                                                      |
| 住宅名  | 別府皿池       | 東溝之口<br>坂元 | 志方    | 神野経塚、小畑西ノ山、小畑池ノ上、小畑赤坂、東神吉（68-1-6～7、69-2-9～12）、投松第1、投松第2、原 |

令和2年3月26日

〇〇町内会長 様

加古川市住宅政策課長

加古川市公営住宅等長寿命化計画の改定について（お知らせ）

平素は、本市住宅政策業務に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
ます。

さて、この度、市営住宅の整備に関して、令和2年度からの10年計画となる「加古川市公営住宅等長寿命化計画」を改定いたしました。

つきましては、下記のとおりお知らせいたしますので、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、加古川市公営住宅等長寿命化計画は、加古川市ホームページに掲載するとともに、市役所住宅政策課窓口か市役所行政資料室でも閲覧いただけます。

記

1 計画における市営住宅の整備の概要

整備の概要は裏面のとおりです。

なお、事業手法が「建替（集約化）」に位置付けられた住宅については、今後10年間を目途に、現地建替または非現地建替（用途廃止を行い他の住宅と統合）を進める計画となっています。

2 今後の進め方について

計画が現地建替または非現地建替（用途廃止を行い他の住宅と統合）のいずれ場合でも、現在も入居中の住宅であるため、今後、説明会の開催等によって住宅ごとの状況を十分に把握する中で、これまで築かれてきた地域コミュニティに配慮しつつ、移転先の確保等について、入居者や地元町内会と十分に協議を重ねながら実施してまいります。

なお、建替（集約化）にかかる具体的な検討については今後の調整となりますが、初回の説明会を令和2年10月以降に順次開催する予定です。

説明会の日程調整につきましては、改めてご相談させていただきたく存じますので、その節はよろしくお願いいたします。

3 市営住宅入居世帯へのお知らせ

市営〇〇住宅に入居中の世帯には、別紙のお知らせを送付しておりますので、参考として添付させていただきます。

4 問合せ先

加古川市住宅政策課 担当：花田、前田、三俣 電話：079-427-9254

# ○各住宅の計画

各住宅の計画は以下のとおりです。

| 事業手法 | 改善                                                            | 建替（集約化）※2                                                                                                                                          | 集約化を前提とした維持管理                                              |
|------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 実施内容 | 外壁改修やバリアフリー化等を行い、長寿命化を図ります。                                   | 現地建替または非現地建替（用途廃止を行い他の住宅と統合）を進めます。                                                                                                                 | 令和12年度以降の用途廃止による集約化を前提として、維持管理のみを行います。                     |
| 住宅名  | 南備後<br>神野南山<br>土山<br>尾上林<br>東神吉（69-1-8※1、70-1-9※1、71-1-10～11） | <div>【南部及び中央部エリア】</div> 東溝之口<br>坂元<br>別府皿池 <div>【北部エリア】</div> 神野経塚<br>小畑西ノ山<br>小畑池ノ上<br>小畑赤坂<br>東神吉（68-1-6～7、69-2-9～12）<br>志方<br>投松第1<br>投松第2<br>原 | 東神吉（66-1-1～2、66-2-1～2、67-1-3～5、67-2-3～5、68-2-6～8、）<br>西神吉辻 |

※1 東神吉 69-1-8、70-1-9 については、現行計画の改善事業として 69-1-8 は給水方式の変更、70-1-9 は給水方式の変更及び屋上防水・外壁改修のみ行い、事業終了後は「集約化を前提とした維持管理」の住宅に位置付けます。

※2 建替及び用途廃止の対象とする住宅は、エリアごとに以下の計画になっています。

| エリア  | 南部及び中央部エリア |            | 北部エリア |                                                           |
|------|------------|------------|-------|-----------------------------------------------------------|
| 実施内容 | 建替         | 用途廃止       | 建替    | 用途廃止                                                      |
| 住宅名  | 別府皿池       | 東溝之口<br>坂元 | 志方    | 神野経塚、小畑西ノ山、小畑池ノ上、小畑赤坂、東神吉（68-1-6～7、69-2-9～12）、投松第1、投松第2、原 |

令和2年3月26日

市営住宅入居者の皆さまへ

加古川市住宅政策課長

加古川市公営住宅等長寿命化計画の改定について（お知らせ）

平素は、本市住宅政策業務に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度、市営住宅の整備に関して、令和2年度からの10年計画となる「加古川市公営住宅等長寿命化計画」を改定いたしました。

つきましては、下記のとおりお知らせいたしますので、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、加古川市公営住宅等長寿命化計画は、加古川市ホームページに掲載するとともに、市役所住宅政策課窓口か市役所行政資料室でも閲覧いただけます。

記

1 計画における市営住宅の整備の概要

整備の概要は裏面のとおりです。

2 今後の進め方について

住宅ごとのスケジュール等（改善箇所や工法、時期など）は、今後の調整となっております。

スケジュール等の具体的な検討段階になりましたら、改めて説明会等について連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

3 問合せ先

加古川市住宅政策課 担当：花田、前田、三俣 電話：079-427-9254

# ○各住宅の計画

各住宅の計画は以下のとおりです。

| 事業手法 | 改善                                                            | 建替（集約化）※2                                                                                                                                          | 集約化を前提とした維持管理                                              |
|------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 実施内容 | 外壁改修やバリアフリー化等を行い、長寿命化を図ります。                                   | 現地建替または非現地建替（用途廃止を行い他の住宅と統合）を進めます。                                                                                                                 | 令和12年度以降の用途廃止による集約化を前提として、維持管理のみを行います。                     |
| 住宅名  | 南備後<br>神野南山<br>土山<br>尾上林<br>東神吉（69-1-8※1、70-1-9※1、71-1-10～11） | <div>【南部及び中央部エリア】</div> 東溝之口<br>坂元<br>別府皿池 <div>【北部エリア】</div> 神野経塚<br>小畑西ノ山<br>小畑池ノ上<br>小畑赤坂<br>東神吉（68-1-6～7、69-2-9～12）<br>志方<br>投松第1<br>投松第2<br>原 | 東神吉（66-1-1～2、66-2-1～2、67-1-3～5、67-2-3～5、68-2-6～8、）<br>西神吉辻 |

※1 東神吉 69-1-8、70-1-9 については、現行計画の改善事業として 69-1-8 は給水方式の変更、70-1-9 は給水方式の変更及び屋上防水・外壁改修のみ行い、事業終了後は「集約化を前提とした維持管理」の住宅に位置付けます。

※2 建替及び用途廃止の対象とする住宅は、エリアごとに以下の計画になっています。

| エリア  | 南部及び中央部エリア |            | 北部エリア |                                                           |
|------|------------|------------|-------|-----------------------------------------------------------|
| 実施内容 | 建替         | 用途廃止       | 建替    | 用途廃止                                                      |
| 住宅名  | 別府皿池       | 東溝之口<br>坂元 | 志方    | 神野経塚、小畑西ノ山、小畑池ノ上、小畑赤坂、東神吉（68-1-6～7、69-2-9～12）、投松第1、投松第2、原 |

令和2年3月26日

〇〇町内会長 様

加古川市住宅政策課長

加古川市公営住宅等長寿命化計画の改定について（お知らせ）

平素は、本市住宅政策業務に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度、市営住宅の整備に関して、令和2年度からの10年計画となる「加古川市公営住宅等長寿命化計画」を改定いたしました。

つきましては、下記のとおりお知らせいたしますので、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、加古川市公営住宅等長寿命化計画は、加古川市ホームページに掲載するとともに、市役所住宅政策課窓口か市役所行政資料室でも閲覧いただけます。

記

1 計画における市営住宅の整備の概要

整備の概要は裏面のとおりです。

2 今後の進め方について

住宅ごとのスケジュール等（改善箇所や工法、時期など）は、今後の調整となっています。

スケジュール等の具体的な検討段階になりましたら、改めて説明会等について連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

3 市営住宅入居世帯へのお知らせ

市営〇〇住宅に入居中の世帯には、別紙のお知らせを送付しておりますので、参考として添付させていただきます。

4 問合せ先

加古川市住宅政策課 担当：花田、前田、三俣 電話：079-427-9254

## ○各住宅の計画

各住宅の計画は以下のとおりです。

| 事業手法 | 改善                                                            | 建替（集約化）※2                                                                                                                                               | 集約化を前提とした維持管理                                              |
|------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 実施内容 | 外壁改修やバリアフリー化等を行い、長寿命化を図ります。                                   | 現地建替または非現地建替（用途廃止を行い他の住宅と統合）を進めます。                                                                                                                      | 令和12年度以降の用途廃止による集約化を前提として、維持管理のみを行います。                     |
| 住宅名  | 南備後<br>神野南山<br>土山<br>尾上林<br>東神吉（69-1-8※1、70-1-9※1、71-1-10～11） | <b>【南部及び中央部エリア】</b><br>東溝之口<br>坂元<br>別府皿池<br><br><b>【北部エリア】</b><br>神野経塚<br>小畑西ノ山<br>小畑池ノ上<br>小畑赤坂<br>東神吉（68-1-6～7、69-2-9～12）<br>志方<br>投松第1<br>投松第2<br>原 | 東神吉（66-1-1～2、66-2-1～2、67-1-3～5、67-2-3～5、68-2-6～8、）<br>西神吉辻 |

※1 東神吉 69-1-8、70-1-9 については、現行計画の改善事業として 69-1-8 は給水方式の変更、70-1-9 は給水方式の変更及び屋上防水・外壁改修のみ行い、事業終了後は「集約化を前提とした維持管理」の住宅に位置付けます。

※2 建替及び用途廃止の対象とする住宅は、エリアごとに以下の計画になっています。

| エリア  | 南部及び中央部エリア |            | 北部エリア |                                                           |
|------|------------|------------|-------|-----------------------------------------------------------|
| 実施内容 | 建替         | 用途廃止       | 建替    | 用途廃止                                                      |
| 住宅名  | 別府皿池       | 東溝之口<br>坂元 | 志方    | 神野経塚、小畑西ノ山、小畑池ノ上、小畑赤坂、東神吉（68-1-6～7、69-2-9～12）、投松第1、投松第2、原 |

## 連帯保証人制度の廃止に伴う住宅使用料滞納整理等事務処理要綱の改正について

連帯保証人制度の廃止に伴う加古川市営住宅使用料滞納整理等事務処理要綱の改正について、以下のとおり報告します。

## 記

## 1 条例改正

令和元年度第2回審議会（令和元年11月12日開催）の答申結果を踏まえ、令和2年3月市議会定例会において、加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の改正案を上程。結果、原案のとおり可決され、令和2年3月27日公布、同年4月1日施行。これにより、令和2年4月1日以降の入居の際には連帯保証人は不要となり、代わりに緊急連絡先を確保することとなった。

## ○審議会答申（抜粋）

## 3 入居に係る連帯保証人の取扱いについて

住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的の達成が最重要課題であることを踏まえ、住宅セーフティネットの中核を担う市営住宅において連帯保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないよう、原案のとおり連帯保証人制度を廃止されたい。

ただし、連帯保証人が家賃債務の保証のみならず、実質的に緊急時の連絡先としての役割も果たしていることに鑑み、原則として、入居の際に緊急時の連絡先の提出を求められたい。

なお、連帯保証人制度を廃止することによる入居者の納付意識の変化等に対しては、入居者の置かれている状況に応じ、これまで以上にきめ細かい相談や納付指導を丁寧に実施することにより、滞納抑止に繋げられたい。

## 2 緊急連絡先要領制定

緊急連絡先確保のため、令和2年4月1日付で加古川市営住宅入居者緊急連絡先取扱い要領（以下「緊急連絡先要領」という。）を制定。緊急連絡先要領要領において、緊急連絡先の要件を以下のとおり定めている。

- （1）人数2人とする。
- （2）市内居住者とする。
- （3）1人は入居者の3親等以内の親族とする。

## 3 滞納抑止対策の強化及び施行日の前日までの連帯保証人の取扱い

令和元年度第3回審議会（令和2年2月17日開催）において、連帯保証人制度を廃止した際における滞納抑止強化対策として、加古川市営住宅使用料滞納整理等事務処理要綱（以下「滞納整理要綱」といって。）の見直しについて、近隣自治体の動向等を見極めながら、次回の審議会にて諮問する予定であることについて報告した。

しかしながら、近隣自治体においても大きな変化が見られないことなどから、今回の諮問は合わせる。

なお、きめ細やかな納付指導等の実施により、現時点では法的措置候補者は無く、条例改正後に既存入居者からの連帯保証人解除の申出も無い状況である。

## 加古川市営住宅入居者緊急連絡先取扱い要領

令和 2 年 4 月 1 日

改正令和 2 年 5 月 12 日

住宅政策課長決定

加古川市営住宅の適正な管理及び入居者に安定した住生活の提供を行うため、加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に規定する入居手続き等に必要な入居者の緊急連絡先（以下「緊急連絡先」という。）に関する取扱いを次のとおり定める。

### （緊急連絡先）

第 1 条 市営住宅の入居にあたっては、緊急連絡先の届出を必要とするものとし、条例第 9 条第 2 項、第 10 条又は第 11 条第 1 項の規定により入居の決定を受けた者（以下「入居決定者」という。）は、条例第 13 条第 1 項第 3 号に規定する請書（以下「請書」という。）に緊急連絡人と連署した加古川市営住宅入居者緊急連絡先届出書（様式第 1 号）を添付して市長に提出しなければならない。

### （緊急連絡事項）

第 2 条 次の各号のいずれかに該当するときにおいて、入居者との連絡が困難な場合に限り、市長は緊急連絡先に連絡を行うことができる。

- （1）条例第 37 条第 1 項各号に規定する事由が生じたとき。
- （2）入居者の生命や財産に著しく影響を及ぼす事由が生じたとき。
- （3）その他市営住宅の適正な管理及び入居者の安定した住生活の提供に必要な事由が生じたとき。

### （緊急連絡先の免除）

第 3 条 市長は、第 1 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者のうち、緊急連絡先の確保が困難である特別な事由がある場合に限り、緊急連絡先の届出を免除することができる。この場合、免除を受けようとする者は、請書に加古川市営住宅入居者緊急連絡先免除事由届出書（様式第 2 号）を添付して市長に提出しなければならない。なお、第 3 号に関し、必要に応じてその事実を証明する書類等を添付させることができる。

- （1）条例第 6 条第 2 号アからクまでに規定する者
- （2）日本の国籍を有しない者
- （3）その他特別の事由があると市長が認める者

### （緊急連絡先の要件）

第 4 条 第 1 条に規定する緊急連絡先は、次の各号全ての要件を満たす者とする。

ただし、各号の全ての要件を満たす者がいない特別の事情があると市長が認める場合は、各号の要件によらず、緊急に連絡ができる者を緊急連絡先とすることができる。この場合、必要に応じてその事実を証明する書類等を添付させることができる。

- （1）人数 2 人とする。
- （2）市内居住者とする。
- （3）1 人は入居者の 3 親等以内の親族とする。

### （緊急連絡先の変更又は廃止）

第5条 入居者は、緊急連絡先に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、その事由が生じたときから30日以内に加古川市営住宅入居者緊急連絡先変更（廃止）届出書（様式第3号）により新たな緊急連絡先の届出又は緊急連絡先の廃止の届出を市長に行わなければならない。この場合、必要に応じてその事実を証明する書類等を添付させることができる。

（1）死亡したとき。

（2）緊急連絡先となっている者の所在が不明となったとき。

（3）その他緊急連絡先とすることに著しく影響を及ぼす事由が発生したとき。

（補則）

第6条 この要領に定めるもののほか、緊急連絡先に関する必要な事項については住宅政策課長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は令和2年5月12日から施行する。

加古川市営住宅入居者緊急連絡先届出書

加古川市長 様

年 月 日

入居者 住宅 棟 号

氏 名 印

電話番号

加古川市営住宅入居者緊急連絡先取扱い要領（以下「要領」という。）第1条の規定に基づき、緊急連絡先を下記のとおり届出いたします。また、加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例第37条第1項各号に規定する事由が生じたとき、入居者の生命や財産に著しく影響を及ぼす事由が生じたとき、又はその他市営住宅の適正な管理及び入居者の安定した住生活の提供に必要な事由が生じたときにおいて、入居者との連絡が困難な場合に限り、緊急連絡先に連絡することに同意いたします。

※注 緊急連絡先は、原則2人かつ市内居住者とし、うち1人は3親等以内の親族とすること。

1 緊急連絡先1

私は、上記入居者の緊急連絡先となることに同意いたします。

また、私の所在把握のため、貴市が住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号））に関する調査をすることについて同意いたします。

住 所

氏 名 印 続 柄（関 係）

電話番号

2 緊急連絡先2

私は、上記入居者の緊急連絡先となることに同意いたします。

また、私の所在把握のため、貴市が住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号））に関する調査をすることについて同意いたします。

住 所

氏 名 印 続 柄（関 係）

電話番号

3 要領第4条に規定する緊急連絡先の要件（原則2人かつ市内居住者とし、うち1人は3親等以内の親族とする）を満たすことができない場合の理由（必要がある場合は、その事実を証明する書類等を添付）

☐ ほかに緊急連絡先がないため。

☐ その他（ ）

(様式第2号)

加古川市営住宅入居者緊急連絡先免除事由届出書

加古川市長 様

年 月 日

入居者 \_\_\_\_\_ 住宅 \_\_\_\_\_ 棟 \_\_\_\_\_ 号

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

加古川市営住宅入居者緊急連絡先取扱い要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づき、緊急連絡先の確保が困難な事由を下記のとおり届出いたします。

要領第3条各号のうち、免除該当要件に○をし、必要事項を記載

1 加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第2号に該当

〔 ア 60歳以上    イ 障がい者    ウ 戦傷病者    エ 原子爆弾被害者  
オ 生活保護受給者    カ 海外引揚者    キ ハンセン病療養所入居者    ク DV被害者 〕

事由

\_\_\_\_\_

2 日本の国籍を有しない

事由

\_\_\_\_\_

3 その他特別の事由（必要がある場合、その事実を証明する書類等を添付）

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(様式第3号)

加古川市営住宅入居者緊急連絡先変更(廃止)届出書

加古川市長 様

年 月 日

入居者 住宅 棟 号

氏 名 印

電話番号

加古川市営住宅入居者緊急連絡先取扱い要領(以下「要領」という。)第5の規定に基づき、下記のとおり緊急連絡先の変更(廃止)を届出いたします。また、変更の場合、加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例第37条第1項各号に規定する事由が生じたとき、入居者の生命や財産に著しく影響を及ぼす事由が生じたとき、又はその他市営住宅の適正な管理及び入居者の安定した住生活の提供に必要な事由が生じたときにおいて、入居者との連絡が困難な場合に限り、新緊急連絡先に連絡することに同意いたします。

新緊急連絡先

私は、上記入居者の緊急連絡先となることに同意いたします。

また、私の所在把握のため、貴市が住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号))に関する調査をすることについて同意いたします。

住 所

氏 名 印

続柄(関係)

電話番号

旧緊急連絡先

私は、下記の理由により上記入居者の緊急連絡先をやめます。

住 所

氏 名 印 (代筆の場合は入居者の印)

続柄(関係)

電話番号

廃止(代筆)理由

注) 要領第5条に規定する緊急連絡先の死亡、住所不明又はその他旧緊急連絡人が記名押印できない特別の事情があると市長が認める場合、入居者が代筆することができる。この場合、旧緊急連絡人が記名押印できない理由を記載し、必要がある場合、その事実を証明する書類等を添付するものとする。

## 市営住宅の募集計画について

市営住宅の募集計画について、下記のとおり意見を求めます。

### 1 令和2年度における空き住戸修繕及び今後の抽選募集計画

- (1) 修繕対象住宅 尾上林、土山、東神吉
- (2) 抽選募集計画 令和3年2月抽選募集 尾上林、東神吉  
令和3年6月抽選募集 土山
- (3) その他 長寿命化計画において建替(集約化)の対象住宅については、計画の実施内容が確定するまでの間、募集を停止する。

### 2 入居資格要件の改正(緩和)

本市における入居資格としては、条例第6条の規定により、主に次のとおり定められている。

(普通市営住宅の入居者の資格)

#### 第6条(要約)

- (1) 現に市内に住所又は勤務場所を有する者(以下「市内在住・在勤者」という。)であること。
- (2) 満60歳以上の方や障がいがある方等(以下「裁量世帯」という。)を除き、現に同居し、又は同居しようとする親があること。
- (3) 収入が裁量世帯は214,000円、一般世帯は158,000円を超えないこと。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) その者及び同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

条例第6条のうち、第1号に規定する「市内在住・在勤者」の要件については、市内在住・在勤者を優先入居させる観点から、従前から「募集申込案内書」において、「市内在住・在勤3か月以上」としていた。

このことについて、現在の募集状況やまちづくりの方向性等を勘案し、「3か月以上」の要件を緩和し、入居申込み時点において「市内在住・在勤」であれば入居資格を有するものとして取り扱う。

# 令和2年度市営住宅入居者定期募集について

## （令和2年6月抽選募集）

### 1 市営住宅の入居者募集について

市営住宅の募集は、抽選による「抽選募集」と、受付順による「常時募集」があります。  
今回の募集は、抽選募集です。

※現在、常時募集は行っていません。

### 2 申込方法

申込用紙を同封の封筒に入れ、市役所住宅政策課まで郵送で申込んでください。

※直接、市役所にご持参されても受付できます。

### 3 受付期間

令和2年6月12日（金）から令和2年6月26日（金）まで

※郵送の場合は6月26日（金）までの消印があり、6月29日（月）までに  
必着のこと。

### 4 内覧

令和2年6月17日（水）、21日（日）に部屋の内覧ができます。

事前予約制となりますので希望者は住宅政策課まで電話で申し込んでください。

電話：079-427-9254（直通）

### 5 抽選

申込み多数の場合は、公開抽選により、当選者を決定します。

◎ 日 時 令和2年7月中旬～下旬（予定）

◎ 場 所 加古川市役所 新館9階 191会議室（予定）

※ 抽選会の日時及び場所及び「抽選番号」を記載した受付票を送付します。

◎ 抽選方法

抽選で当選者を決定します。

### 6 入居予定

令和2年8月下旬～9月下旬

## 7 入居資格

抽選申込みにあたっては、次のすべての入居資格を備えていることを要します。

① 現在、住宅に困っている方。(持家がある場合や自己の責めにより住宅の立ち退きを求められている場合及び家賃等を滞納している場合は、入居できません。また、現在、公営住宅に入居している方は、結婚による世帯分離等特別な事情を除き、入居できません。)

② 家賃を支払うことができる方。(給与収入・各種年金・事業所得がなければ入居できません。ただし、生活保護を受けている場合は、担当のケースワーカーに相談してください。)

募集開始日である令和2年6月12日の3か月前

※勤続期間又は事業継続期間が3か月未満の方は申込みできません。

③ 令和2年3月13日以前から引き続き加古川市内に住所又は勤務先がある方。

④ 入居しようとする家族全員の収入合計が、国で定める公営住宅の入居資格収入基準(P11～P19 参照)の範囲内であること。

⑤ 入居申込者及び現に同居し、または同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

⑥ 夫婦または親子を主体として独立の生計を営み、入居者を含む同居の家族の人数が2人以上である方。(事実上婚姻関係にある方や婚約中で入居日までに結婚する方は入居できますが、友人等の寄合世帯や同居扶養義務がない親族を呼んで同居したり、家族を不自然に合体、分割した世帯は入居できません。)

### 単身世帯の入居要件

上記⑥にかかわらず、神野南山住宅に限り、以下のいずれかの条件に該当する方は単身世帯でも入居できます。

抽選申込みの際に、戸籍謄本、住民票等で単身の世帯であることが確認でき、条件に該当することがわかる書類の添付が必要です。

ただし、以下の条件に該当する方であっても、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は入居できません。

① 満60歳以上の方

- ② 身体障がいがある方で、その障がいの程度が1級から4級までの方
- ③ 精神障がいがある方で、その障がいの程度が1級から3級までの方、または同程度の知的障がいがある方
- ④ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- ⑤ 配偶者からのDV被害者で、配偶者暴力支援センター等による一時保護もしくは、婦人保護施設による保護が終了してから5年を経過していない方、又は裁判所に保護命令を申立て、その保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない方
- ⑥ その他（戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等）

#### 注意事項

（1）入居資格を満たしても、次にあてはまる方（同居人を含む）は入居できません。

- ① 団地内で円満な共同生活を行うことができない方
- ② 所得申告の義務があるにもかかわらず申告していない方
- ③ 市町村県民税などの税金に滞納のある方
- ④ 家賃滞納のため明渡し訴訟などで住宅（県営住宅・市営住宅等）を明け渡した方
- ⑤ 現在ペット類を飼育していて、入居までに引取り先が見つからない方

（2）次に該当する場合において、入居者との連絡が困難な場合に限り、緊急連絡を行うための緊急連絡先の届出が必要です。緊急連絡先は原則2人かつ市内居住者とし、うち1人は3親等以内の親族としてください。

- ① 加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例第37条第1項各号に規定する事由が生じたとき。
- ② 入居者の生命や財産に著しく影響を及ぼす事由が生じたとき。
- ③ その他市営住宅の適正な管理及び入居者の安定した住生活の提供に必要な事由が生じたとき。

（3）神野南山住宅には入居者用駐車場はありませんので、各自で確保していただく必要があります。